



9月20日から26日は 動物愛護週間

動物を飼う前に、これらのことを考えてみてください。

- ☐ 犬や猫の寿命は、10年以上です。家族の一員として、一生世話をすることができますか？
- ☐ 食事、しつけ、運動、フン処理など、世話をする人は決まっていますか？
- ☐ フンの処理、鳴き声、においなど、近隣に迷惑をかけずに飼うことができますか？
- また、生まれたすべての動物を飼い続けたり、新しい飼い主を探すことは、とても難しいことです。繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

★埼玉県生活衛生課☎048-830-3612、市環境推進課☎25-1 1 7 3
動物は、癒しや家族など、多くの人びとに愛される存在です。その一方で、動物の飼い方や関わり方について、多くの相談が寄せられています。この機会に、動物との暮らし方を見直してみましょう。

【犬の登録・狂犬病予防注射を受けましょう】

犬の飼い主は、犬の生涯に一回の登録と、毎年一回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。早めに動物病院で受けさせましょう。

【猫は屋内飼いをしましょう】

近隣への迷惑だけでなく交通事故・病気等から守ることもなります。
※猫は犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、市で保護・捕獲はできません。

★犬の登録について：環境推進課☎25-1 1 7 3

飼い犬のしつけに関する相談：本庄保健所☎22-6 4 8 1

猫に関する相談：埼玉県動物指導センター☎048-536-2465

★環境推進課☎25-1 1 7 2

小型充電式電池が、不適切に排出されたことが原因で、全国的にごみ収集車やごみ処理施設の発火・火災事故が増加しています。
必ず適切に分別を行い排出をお願いします。

不適切な排出が甚大な被害をもたらす例も…

県内の市町村では、リチウムイオン電池の不適切排出に起因するごみ処理施設の火災が発生しており、ごみの収集が長期間停止になるなど生活に深刻な影響をもたらしました。



◀小山川クリーンセンターで発火した小型充電式電池



※7月15日に行われた埼玉県知事記者会見においても、ごみの分別排出について呼びかけがされました。詳しくは埼玉県HPへ。



埼玉県

集団資源回収予定表 ＜回収品目は古紙類・缶類です＞

回収場所	日程	時間	問合せ先
本庄南公民館 ※布類回収も実施	9月13日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9 3 0 0
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2 1 9 5
市役所及びアスピアこだまで行っていた、集団資源回収は終了しました。今後は拠点回収(右記コード参照)をご利用ください。			紙類の 拠点回収 資源物の 拠点回収

■令和7年6月分のごみの量
(可燃・不燃・有害・粗大)
家庭系ごみ排出量 1,492.53t
1人1日当たり排出量約 651g
前年同月比 +6g (+0.9%)
事業系ごみ排出量 519.17t
1人1日当たり排出量約 226g
前年同月比 0g (+0.2%)

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ
行政	9月18日(木)・10月16日(木) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室	市民課☎25-1 1 1 3 ☎25-1 1 1 2
法律	9月3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)・25日(木) 午後1時～4時 ※25日の会場はアスピアこだま1階相談室 ◎10月の相談日 弁護士による相談 10月1日(水)・8日(水) 午後1時～4時 定員＝各6名(先着順) 司法書士による相談 10月15日(水)・22日(水) 午後1時～4時 定員＝各6名(先着順)	市役所1階 市民相談室	市民課 ・各種相談は予約制 ・11月の相談予約は、10月20日(月)から受付開始します(先着順。受付開始日は電話予約のみ)。 ・同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。
労働法律	9月・10月の相談はお休みです。		各種相談日 ※休日等により、変更になる場合があります。 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●法律相談 ・弁護士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日(児玉会場) ・司法書士 毎月第3・4水曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ●労働法律相談(弁護士) 5・8・11・2月の第3水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日
不動産	9月12日(金)・10月10日(金) 午後1時～4時 相談員＝宅地建物取引士	市役所4階 商工観光課	商工観光課☎25-1 1 7 5
年金・労働	10月9日(木) 午後1時～4時 相談員＝社会保険労務士	上里町役場2階 地域活力創造課	上里町役場2階地域活力創造課 ☎35-1 2 3 2
税務	9月9日(火)・10月14日(火) 午後1時～4時 相談員＝税理士	アスピアこだま2階会議室B	市民活動推進課 ☎25-1 1 1 8
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1 1 4 4
人権	9月9日(火)・10月14日(火) 午後1時～4時 9月22日(月)・10月28日(火) 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	こども家庭センター ☎25-1 1 2 9(家庭児童相談室) 教育支援センター ☎080-8474-2091 子どもの心の相談員 ☎080-8494-1609
DV・女性	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所2階 こども家庭センター	生活支援課 ☎25-1 1 9 7
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	ふれあい教室(早稲田大学 本庄キャンパス90-3号館)	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2 7 5 5
教育(不登校等)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時30分～午後2時45分	本庄ガスECOはにぼん プラザ	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1 2 3 7
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談：午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	市役所1階生活支援課	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 ☎24-2 7 5 5
ひきこもり相談	毎週月曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	本庄市社会福祉協議会	本庄市社会福祉協議会
心配ごと	9月8日(月)・22日(月)・10月27日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8 9 7 6へ 9月1日(月)・10月6日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	本庄ガスECOはにぼん プラザ2階 活動室C	本庄市社会福祉協議会
成年後見	成年後見相談員、アドバイザー(弁護士・司法書士)による相談 9月9日(火)・10月14日(火)・28日(火) 午後1時～4時 ※前月初日(休日を除く)から先着順で当日午後2時まで受付(受付開始日は電話予約のみ) 成年後見サポートセンター職員による相談(電話・面談) 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	本庄ガスECOはにぼん プラザ2階 活動室C 本庄市社会福祉協議会	本庄市社会福祉協議会
高齢者談	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※各地域包括支援センターが担当する地域は、おおむね中学校区域。	本庄西地域包括支援センター(銀座1-1-1) 本庄東地域包括支援センター(本庄3-1-21) 本庄南地域包括支援センター(今井1251-1) 児玉地域包括支援センター(児玉町金屋1302-1)	本庄市社会福祉協議会 ☎22-7 0 8 8 安誠園 ☎22-6 2 6 2 シャローム ☎23-9 5 8 0 ☎73-1 5 4 5
若者就労相談(15歳～49歳)	毎週月～金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時に事前予約	深谷若者サポートステーション(深谷市西島4-2-61 ウェストビル2階)	☎048-577-4727

市役所受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※感染症の拡大を防止するため、中止となる場合がありますのでご了承ください。